

Title	見沼通船と小山田与清 (社会経済史資料紹介)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1937
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.31, No.4 (1937. 4) ,p.575(75)- 604(104)
JaLC DOI	10.14991/001.19370401-0075
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19370401-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

見沼通船と小山田與清

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

徳川八代將軍吉宗の時代に治水懇田の事業が大に行はれたことは有名であるが、武藏國見沼の埋立事業もその一つである。享保十三年に紀州から來た治水に名ある井澤彌惣兵衛をして、見沼の懇田と見沼代用水の開鑿とを行はせた。彌惣兵衛は見沼墾田の目的を達せんがために、先づ北足立郡川口より見沼に通ずる新渠を開鑿して、見沼の水を落し、墾田の目的を達した。これが見沼中惡水路である。この排水事業に依つて見沼開墾の目的は達したが、從來見沼溜井に依つて灌漑を受けてゐた村々はその用水を失なつた。そこでこれに代る用水を利根川から引用した。即ち見沼代用水路である。これは下中條の東北に一渠を鑿ち、閘門を設け、利根川の水を引き、東南流して、北埼玉郡荒木村におゐて星川に合し、さらに南埼玉郡大山村上大崎で星川と分かれ、新渠を作り、同郡平野村芝山に至り、そこで元荒川と衝突するので、同川の河底を穿て伏樋を設け用水を疏通せしめた。かくて北足立郡瓦葺に至つて綾瀬川に掛樋を設け、こゝで流路を二分し、一を西縁用水と呼び、他を東縁用水と云ふ。西縁用水は大宮宿を経て木崎村に至り、分流して鴻沼用水と稱し、再び大宮宿の南を過ぎ與野町等を経て東流し、さらに數渠に分かれ、

戸田領用水、笹目領用水となる。東縁用水は風渡野村、野田村等を経て、南流して安行領神根村に至り、東南に流れ鳩ヶ谷等を経て東流し、五派に分かれてゐるものである。この見沼懇田及び見沼代用水路の大事業は僅か一年にして完成した。(「埼玉縣誌」上巻五四六―八頁)。

見沼通船と云ふのはこの新水路を利用してこの地方の年貢米、御用荷物、その他の商品を運搬するものである。江戸入津の要路の一つである。私が手に入れた記録は「見沼通船記録帳」と題するもの二冊と「見沼通船御用留」一冊である。記録帳第一冊は文政十三年から天保六年までの記録で、美濃版百三十八枚(内白紙八枚)の大冊である。同第二冊は天保五年から同九年に及び、紙數百三枚である。天保五年、六年の分が兩者に跨がつてゐるのは恐らく通船請負人がこの間に變つたがためであらう。最後の御用留と題するものは、前二者と内容におおては大した變りがなく、天保九年から慶應三年に及び、紙數百十四枚(内白紙五枚)である、然るにこの御用留の表紙には天保六年とある。そして最初に後に紹介する「通船發端書」なる一文が無年號で記され、白紙數葉を置いて、天保九年の記事になつてゐる。恐らく最初御用留の留書の目的を以つて六年に作つたのであらうが、記録帳の方の餘白が盡きたので、發端書だけを記し、後を使用してゐなかつた「御用留」を利用したのであらう。要するにこの三冊に依つて、文政十三年(即ち天保元年)から慶應三年に至る三十八年間の見沼通船に關する重要事件を知ることが出来るわけである。しかしその記録したのは事件の當時ではなく、數年後になされたのであらう。大體年代順に記されてはゐるが、所々に年代の逆轉してゐる箇所があるからである。

これ等の帳簿の裏に第一冊には三河屋利兵衛、他の二冊には積請人吉之助とある。これ等の人物については後に説明する。

私がかこれ等の帳簿を入手した際に、數多の覺紙が貼附されてあつた。それは明かに明治以後に何人かゞ何等かの目的を以つて、本書を仔細に點檢したものであつて、それ等の張紙は何れも難讀の文字と思はるゝものに附せられてゐた。しかしその後保存が頗る悪かつたと見えて、蠹魚が縦横に喰ひ散らし、紙離れさへ甚だ困難な有様であつた。だが明かに明治以後に誰かゞ何かに利用したに違ひないので、私は本書を紹介することを暫く躊躇してゐた。しかし管見の及ぶ限りでは本書のそのまゝの覆刻は云ふまでもなく、多く引用されたものも未だ知らない。見沼通船に關する文書で印行されたものは、私の知る限りでは「埼玉叢書」第一卷に收められた「見沼通船堀開發端並風聞記」(見沼通船發端探素并當時風聞取調書)一卷があるばかりである。これは天保八年のもので種々風説等を取調べ書上げたものではあるが、以下の記述にも大いに役立つ。以下に「風聞記」とあるのは本書である。

従つて上述の三帳簿が何人かに利用されてゐたとしても、今こゝにこれを紹介することは必ずしも無用の業ではないであらう。殊に全部は勿論紹介し得ないから、こゝに國學者小山田與清に關する部分並びに經濟史にとつて重要と思はるゝ點を抄出しようと思ふ。従つて以前に利用者があつたとしても、自ら異なつた見方に立つことにならう。

私は主としてこの通船株なるものを中心として見てゆきたいと思ふ。そしてそれが小山田與清と如何なる關係があつたかを記録の示すまゝに、年代順に記述したいと思ふのである。その前に先づこの通船の權利が如何して發生したかを述べる必要がある。先に一言したやうに、「御用留」の最初にその發生の由來が書かれてゐる。即ち次ぎの一文がそれである。

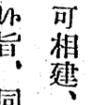
「通船發端書」

見沼通船と小山田與清

一有徳院様御代、享保十二末年、武州足立郡見沼新田御開發被仰出、同十六亥年五月中御廻米御運送并二百姓方
 弁利之爲、御救通船は免被成下、同州埼玉郡星川縁須戸橋は足立郡川口宿門樋、夫々神田川筋、永代橋筋最寄
 勝手次第荷物積立不苦、且利根川新井路之新之字、丸之内に染抜、船印は相立可申段、御老中松平右近將監様
 被仰渡の旨、御勘定は奉行寛播磨守様、同御吟味役井澤彌惣兵衛様を通船方鈴木文平、高田茂右衛門に被仰付
 い、其後寶曆度は模様替、埼玉郡柴山村伏越樋は相成、同村上須戸橋迄之通船は相休み、伏越之下は前書川筋
 通船致來い、然ル處文政十亥年十一月、は代官中村八太夫様は掛り之節、は仕法替被仰付、鈴木源藏は佐内町
 惣七店吉之助に船并船株式共讓渡は相成、御廻米御用荷物賣荷物共、吉之助一手に定請致、同丑年中鎌倉横町
 北側代地安五郎店利兵衛方に、船并船株式共吉之助方は相讓、御廻米御用荷物賣荷物定請運送致、同寅年中、
 右御用向之節は御掛り御代官様御役所は直は呼出はる可相勤旨、御勘定所は御伺之上、差配鈴木源藏外壹人立
 合、利兵衛は中村八太夫様被仰渡、源藏外壹人一同御請證文差上り事、其後天保五年年中、船持利兵衛は元船
 主吉之助方は船株式買戻しは相成、同年八月廿四日町御奉行筒井伊賀守様を御勘定御奉行所は御掛合之上、通
 船差配高田宗之助を以、吉之助は御廻米積請御用被仰付は付、御請證文奉差上り、以上、

この書は單に發端ばかりでなく、その後の變遷をも記してゐるが、實際は後に述ぶるが如くこれよりもやゝ複雑
 である。さらに本帳簿に挿入されてゐた半紙に認めた下書がある。それに依れば發端がより詳細に知れる。これが
 以前から挿入されてあつたもので後人の寫でないことは、その書體その他に依つても、又これにも難讀の不審紙が
 貼附してあつたので解る。

「武州足立郡見沼通船被仰付の發端由緒書儀を享保十三申年中、日光御宮御參詣之砌、御道筋、同郡膝子村は見

沼大湖上覽被爲在、新田開發被仰付は、は國益は可相成旨思召、新開被仰出、は用掛り井澤彌惣兵衛殿格
 別出精差配被致、右湖水凡高壹万石新田出來、依之は見立新田も彼地はあり相唱申い、其節彌惣兵衛殿手附、
 鈴木文平、同人實兄紀州和歌山之郷士、高田茂右衛門功名之處を申立、新田開發は付、用悪水等出來は間、右
 用悪水路は通船は免被仰付は、新開場并近郷村は廻米、其外御用荷物并百姓共弁利之は救はも可相成旨
 申上り所、御評議之上、通船は免被仰付、右用悪水路之儀は利根川新井路を相唱、用水明之節埼玉郡下中條村以
 は利根川水引入、通船被仰付い、尤用水中は悪水路而已通船有之い、右船之義は由緒柄も有之いは付、商船
 を不紛様、新井路之新字之職  可相建、且御府内永代橋筋、神田川筋、武州埼玉足立郡見沼井沼
 最寄勝手次第、荷物積立不苦  旨、同十六亥年四月中、御老中松平左近將監殿被仰渡の旨、は勘
 定奉行寛播磨守殿、井澤彌惣兵衛殿立合被仰渡い、

これに依つて紀州出身の高田、鈴木の兄弟が新田開發の功に依つて通船權を獲得したのであつたことが解る。「風
 聞記」に依れば、高田は「御普請締切堤御請負仕候者之金子證人に相立候者之由」と云ひ、鈴木は「御普請方御手
 附に相成、所々川々東海道筋御川除御用先えも度々罷出、其後兩人共見沼御新田御開發御用先えも罷出精相勤候
 者」と云つてゐる。高田與清はその著「松屋叢話」卷一に次ぎの如く記してゐる。

「余が祖高田茂右衛門源友清といへるは都人なりけるが、江戸に二十六所の宅地さへありて、いと富さかえてぞ
 おはしける。享保十三年、下總國手賀沼を決て、新田をひらかんとせられしに、沼深して堤築ことかなはず
 りけり。こゝに友清撰にあづかりて、さまざまおもひめぐらしつゝ、もたりける黄金はいふもさら也。京江戸の
 宅地家財器用にいたるまでを、ふつに賣つくして、費をいとはず、遂にその功を終しかば、二萬石ばかりの新田

ぞいできにける。……同十五年に、やんごとなき仰ありて、武藏國足立郡なる見沼といへるを新田にひらかれし時も、命を承て任におもむき、鈴木氏の家に養れたりし弟文平胤秀とも、あまたの功をば立たりけり。そのりしも見沼の新川に舟かよはせんことをのぞみ申しかば、ゆるさせたまひて、享保十六年に、足立埼玉二郡の内にて、六所の地を給ひ、江戸神田川のほとりにも邸を賜ひて、見沼川の運漕主事にはまけられ侍りき。今與清がすめる通船屋敷といふは、その時たまはりける也。友清が子宇右衛門知安といふ。その弟宇右衛門好昌、その子秀三郎與成、その子元三郎友氏、友氏事ありて勘當をうけし後に、與清養子となりて家をつぎたり。友清よりは六代になんれりける。」

この高田、鈴木兩家は代々通船方をなしてゐた。今兩家の代々を「風聞記」の示すところに従へば次ぎの如くである。

高田茂右衛門——宇右衛門——宇右衛門(源藏事)——秀三郎——元三郎

鈴木文平——文平(文次郎事)——鐵次郎——鐵次郎(竹之助事)——徳次郎——源藏

前掲の發端書に文政十年鈴木源藏が吉之助に船並びに船株式を譲つた旨が記されてあるが、その後もなほ差配として利益の配分を受けてゐたのである。従つてこゝで船株以外に船差配の株が分かれたことになる。

さらに文政十二年に吉之助が船並びに船株式を利兵衛に譲つたのである。従つてこの記録の始まる文政十三年には船主利兵衛と差配役鈴木源藏がゐたわけである。それならば高田家の方は如何したかと云ふに、その以前に身持宜しからずとして退役してゐたのである。このことは説明を要する。先づ「風聞記」に依つて概説すると次ぎの如くである。

この問題の主役として、國學者小山田與清の登場を見るのである。「風聞記」の描き出す松の屋は歌人として、又擁書樓の主として知られた者とは別人の觀がある。生れると殆ど同時に母親を失ひ、老婢の恩を長じて後も忘れなかつたと云ふ彼、諸侯に仕侍することを欲しなかつた彼とは全く人格を異にするかの如く思はれる。そこに何等かの誤解があつたかも知れないが、兎に角暫く「風聞記」の示すところに従ふ。

與清は武藏國多摩郡小山田村の人、天明三年三月十七日に生れ、享和三年高田家の四代目秀三郎の養子となつた。本姓は田中氏である。問題はこゝに始まる。彼は通稱を六郎左衛門、幼名を庄次郎と云つた。「風聞記」のまゝに記せば、

「當時小山田庄藏將曹と書候由、此もの儀松の屋友清と申歌の道も上手のよし、別而和學におゐては貳人なき高名のもの由……十二三歳の節より江戸小日向邊敷淺草あたり敷日輪寺と申寺に罷在、……右日輪寺住持……庄次郎召連小姓同様いたし、尤學文出精爲致追々年頃に罷成、然所當通船屋敷秀三郎方え養子之世話致候者有之に付、持參金は不_レ及_レ申衣類諸道具とも都而日輪寺方ニ而如_レ親之支度致し遣し候由、然所當時佐内町に住居罷在、見沼通船船主名目ニ相成居候吉之助親吉兵衛妹らくと申者、新吉原に遊女奉公致居候を右日輪寺買ひ馴染請出し院内え差置候處、其節之儀は脇坂中務太輔様前御勤役之砌ニ而追々寺院取締向嚴敷被_レ仰出候に付、らくを圍まひ置候儀相成兼、無據右庄次郎え相預け候處、同人儀預り中らくえ執心相かけ、何日となく心安く致し候始末追々日輪寺え相聞え候に付、殊外住持心外に存、一体庄次郎聲に參り候節持參金を始追々立候金子も六七百兩程に及候處一切返済も不_レ仕、剩預ヶ置候らくは右様之始末、日輪寺腹立不_レ得_レ止事右貸金滞其外不實不法之段庄次郎相立取其筋え御願立仕候に付、御吟味之上庄次郎入牢被_レ仰付、依_レ之庄次郎よりは日輪寺女犯之段申上候

處、同院如何相心得候や御吟味中井戸え飛入溺死致候、其後は一件斷口に相成候に付早速落着致し、前書借地(金敷)不殘相潰、其上らくを庄次郎女房に致し、夫迄之妻秀三郎實娘ち勢は家付之娘、高田家血脈に候處下女同様
に取斗ひ言語同斷之所業、右一件中高田家相潰可申程、難斗差心得、庄次郎より當時船割人黃藏實父鈴木徳次郎え相繼相願、庄次郎實子源藏を徳次郎之悴分にいたし、鈴木源藏ニ而跡御用向御願濟に相成候、其節鈴木源藏
漸拾三四歳にも相成萬端徳次郎心添御用相勤候に付至極穩に候處、同人儀(徳次郎)文政四巳年中と相覺病死候後
は、右庄次郎事六郎左衛門諸事取斗致し候事に付壹ケ年ニ而も通船方無事に行届候事柄決而無御座候。
この與清の行狀の眞否については、今明白にはなし難いが、上述の記述だけを見ても事實と齟齬するところ少
なく、何等か爲にする者の記述であることは明かである。與清に「擁書樓日記」の存することは著名のことであ
る。この日記は文化十二年から文政二年に亘るものであるが、今それを檢して、事見沼通船に關する部を抄して、
兼て上記の記述の補正と思ふ。「擁書樓日記」は「近世文藝叢書」第十二に覆刻されてゐる。以下の頁數
は同叢書のものである。

「風聞記」に松の屋友清とあるのは勿論與清の誤であるが、友清は初代茂右衛門の名であるから些か重大な誤謬で
ある。日記の文化十二年八月廿二日の條に、

「今日はとほつおや高田友清のあそみの忌日なれば、太郎の源藏與叔、次郎の幸次郎清年をして、靈巖寺中なる
歡明寮の御墓まうでせしむ、友清のあそみ、世稱は茂右衛門と申す、余が六世の祖にて、寶曆九年三月廿二日に
身まかりぬ」(二百十九頁)

さらに同年十月朔日の條に、一家の名を連ねてゐる。

「妻 類 田中氏女 齡三十一
妹 千勢 齡三十
長子 鈴木源藏與叔 齡十一
次男 高田幸次郎 齡九」(二百二十九頁)

これと前掲「風聞記」の記事と比較して見るとかなりの差がある。妻類はあるひは「風聞記」のらくに當る者かも知れない。そして妹と稱してゐる者は高田秀三郎の實娘ち勢であらう。かつそれが三十に至るもなほ配偶を得なかつた事情には「風聞記」の記事に類する何事かあつたかも知れない。徳川三百年史「中卷小山田與清の條に、但し高田好受(秀三郎)の養子となりて長女千勢子と結婚せしは松屋筆記に「父は享和三年六月十六日身まかりぬ、年六十三。同年九月廿四日、見沼通船方高田氏の養子となる」とあるに依れば、與清の齡二十一の折なるべし。」と斷定してゐるが、婿養子であつたか如何かは明かではない。しかし「風聞記」の云ふが如く與清が鈴木徳次郎に繼り、源藏を養子にしたのが、源藏拾三四の時ではなかつたことは明かである。少なくとも十一歳以前に鈴木姓を冒してゐたのである。かつ日輪寺の一件はもしあつたとしても、かなり以前のことではなければならぬ。源藏が類の子であり、類がらくと同一人であつたとすれば、十年以上以前のことであらう。かつ源藏はその後の日記に依れば實父の許にあつたので、徳次郎が萬端心添して御用勤をしてゐたのではない。従つて高田家繼承の問題と鈴木養子の件とは別箇のことであつたらう。

然るにこの年の十二月に何事か見沼通船に關する事件が生じて、與清は川口に出張してゐる。

「十日、曇、夜にいりて雪ふりぬ。…未の半ばかりより、おほやけごとにつきて、武藏國足立郡八町堤なる余

が通船會所におもむく、はれみくもりみ空のけしきたゞならねば、雨ぎぬのおきてなどして、鴛かき三人になはれゆく、王子稻荷の社のわたりを過し頃は、日もくれかゝりて、雨もつようふり出たれば、わびしさいはんかたなし、十條村にてうちんをてらし、そのひかりをたのみてたどりゆく、岩淵宿をすぎ、川口のわたしをわたり、川口宿にて茶屋にいこふ、此所にも余が通船會所あり、その預り入金七（この者後の記録に出づ、筆者）をめして、おほやけごとのむねをおほす、こゝを出て松原をゆくに、鳩が谷ちかきわたりにては、雨もいつのほどにか雪になりぬ、鴛の中より四方の山野、しろう見わたされたるはをかし、子の時ばかりには、町會所にたどりつきぬ、

「十一日、雨、夜にいたりて晴、おほやけのことどもは、此會所の預徳次郎におほせふくめて、巳の時ばかりに鴛にのりて出づ、…川口宿の茶屋にいこひて、また會所預金七をめしてことおほせぬ、日くれて家にかへりぬ」(二百四十一頁)

さらに同じ月の、

「十七日、晴、朝まだきに、れいのおほやけごとにつきて、八町會所におもむく、…」

「十八日、晴、おほやけごとはて、八町會所を巳の時ばかりに立出づ、堰梓にてのぼりくだりの舟筏のさまを見る。このわたり山口新田村の田中に見沼の四本竹の跡とて、今も四もと泥中にうづもれるよし、…」(二百四十二頁)。

當時の出張の有様、往來の状態を知るよすがにもと、やゝ長引用を敢てした。この八町會所と云ふのは、足立郡大間木村請地の内字八町堤に設けられたもので、又川口宿のは惣水入口に置かれたものである。その外足立郡新築

谷村、北袋村、上瓦葺村等にもそれぞれ會所があつたのである。與清はその二ヶ所を訪れて、公務を處理したのであつた。その「おほやけのこと」が何であつたかは知り得ないが、彼が自ら通船事務に關與してゐたことは明かであり、徳次郎などもその下知に従つてゐたやうに思はれる。

文化十三年一月十四日の條に、屋代弘賢が寶舟の畫賛に、與清が見沼運遭主事たるを含めて、「くれ竹の世わたるわざはあまたあれど舟をたからの松のやのぬし」と書した由が記してある。多少の興趣ありと思ひ、こゝに附記して置く。その晦日に彼は平野會所に赴いてゐる。

「晦日、晴、朝まだきに、平野會所までとて、おほやけごとにつきていでたちぬ、平野とは埼玉郡にありて、見沼代用水のほとり也、板橋の宿、戸田のわたし、藤宿、浦和宿などすぎて、大宮宿にてかれひくひしは、午打さがるころなり、このすくより二十町ばかりゆきて、道を右のかたにとり、原市といふ所をへて、平野につきしは申の時ばかりなり、ものなどくひくひて、日のくれに、こゝより二里許東にさがりたる下早見村にいきて、御普請役和田常七郎と事をはかりぬ、平野へかへりて湯あみし、酒などのみて、やすみぬるころは、子の時ばかりにぞありける、」(二百四十八頁)。

かくて翌二月朔日歸宅してゐる。平野會所なるものは上述の五箇所とは違ふ地點である。「埼玉縣誌」所載の地圖(見沼代用水路沿革圖其二)を案すると、二つの用水相合する所である。

その後幾度か八町會所を訪れてゐるが、前二回の如く詳述してゐない。従つて以下その月日と同伴者を擧ぐれば足りる。文化十四年には前年と同様、一月晦日に出て二月朔日歸る。次いで三月十三日より十五日。四月廿三日より廿六日。九月廿九日より十月四日、幸次郎同伴。一日置いて十月六日より十四日まで。二日置いて十七日より廿

三日まで、幸次郎同伴。四日置いて、廿八日より十一月四日まで、幸次郎を同伴し、風邪のため残して歸宅したらしい。三日を経て八日より十四日まで。三日を置いて、十八日より廿三日まで、鈴木源藏同伴。源藏は残留したらしく、廿八日の項に、「今日鈴木源藏八町會館よりかへりぬ」とある。十二月に入つて十二日より十四日までと廿一日より廿三日までとの二回訪れてゐる。

改元して文政元年になつてからも、一月十六日に赴き、翌十七日に歸宅。二月六日以後四月七日までの京都行の記事はないが、その歸途八町會所に立寄り、四月八日に歸宅してゐる。その後見沼行の記事は全くない。この文化十四年に頻繁に會所に赴き、時にはその月の大半を費したのには、何等かの事情があつたのではなからうか。あるひはこの間に鈴木源藏を差配役とする相談でも行はれたのではあるまいか。さすれば源藏は文政元年に齡十四となり、「風聞記」の「漸拾三四歳にも相成」と云ふのに相合する。

以上の見沼關係以外に與清の一身に關する日輪寺の名が唯一箇所現れてゐる。文政元年六月六日の條に、

「藤澤山中なる興徳院、春登法師が許への書、并畫帖など、淺草新寺町日輪寺中の了道寮へあつらへやりつ」(三百三十八頁)

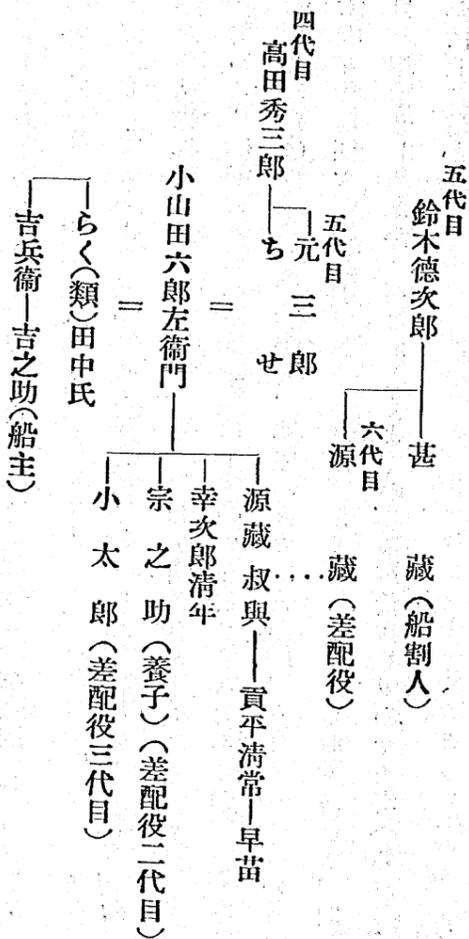
日輪寺は藤澤山遊行寺の分れで、時宗である。與清が同寺と交際してゐたことは明かであるが、一件に關しては何事も知れず、又らくの兄吉兵衛、吉之助についても何も發見し得なかつた。しかし他方妻類がらくと同一人であることは、同じ文政元年の七月廿二日の項に、「妻のるゐ子が名をいまふこと有て、けふ、樂とあらたむ」(三百四十三頁)とあるに依つて、やゝ確められる。

この日記が文政三年二月十四日を以つて終つてゐるのは、甚だ遺憾である。「風聞記」の記事の正否眞偽はなほ不

明であるが、小山田與清について多少とも明かになつたと思ふ。かく彼について多くの紙敷を費したのは單に有名な小山田與清の私事を喜ぶがためではない。この後に紹介する記録にも、彼が主要なる人物として登場して來るが故である。

「風聞記」の記事に従へば與清即ち六郎左衛門は不行跡に依つて高田家の存續を危からしむる怖れがあつたので、鈴木家の五代目徳次郎へ己の子源藏を養子にしたと云ふのだが、この點は上述の如く相違するが、己の子に六代目鈴木源藏と名乗らせたことは同じである。前掲の通船方々も「風聞記」に従つたものであるが、高田家の四代目秀三郎の次ぎに元三郎とあり、その次ぎに「同人儀身持不_レ宜に付鐵次郎豊人勤御願濟相成候」とある。この元三郎は秀三郎の實子で勘當された者であることは云ふまでもない。さらに細字にて、「秀三郎並庄次郎事六郎右(佐敷)衛門儀子細有_レ之、御答メ被_レ仰付_二候に付、徳次郎豊人勤御願濟相成候由」と記してある。この御答めが前述の日輪寺關係と見られるが明かではない。

何れにしても文化の末か文政の始めに通船方は鈴木家に依つて代表されてゐたものと見られる。その鈴木源藏が船及び造船株を吉之助に譲つた。吉之助は六郎左衛門妻らくの兄の子である。さらに上記の文中に船割人甚藏が現れてゐる。船割人と云ふのは船頭水主等の割宛をなす者であるが、彼も亦通船利益金の配當に與る。従つて通船株の利益は差配役、船主、船割人、船頭の四者に分かれ、それぞれ一種の株となつてゐたわけである。この甚藏は鈴木家五代目徳次郎の實子であると云ふ。かゝる實子があるにも拘らず、何故に六郎左衛門の子を養子として、六代目を相續せしめたか、そこによくよくの事情が伏在してゐたと考へられる。これ等の人々及び高田一家の關係を明かにして置かう。



ここに紹介せんとする記録は文政十三年以後で、吉之助がその船及び船株式を三河屋利兵衛に譲つた後である。その以前に紛擾があつたやうであるが、こゝでは省略に従ひ、記録にある文政十三年即ち天保元年の事件から述べてゆく。因みに六郎左衛門與清は弘化四年六十五で没したと云ふから、天保元年には四十八歳であつたわけである。天保元年の一件は見沼通船の独占權侵害に對する訴訟である。見沼井筋根岸村の權藏が船一艘を買求め、源藏の承諾を得て船稼をしたので、船割人甚藏から訴訟を起したのである。この事件が内濟となると、間もなく同年の八月同じやうな事件が起つた。それは川口宿市兵衛なる者が矢張り權藏と同じく独占權を侵害したのである。そこで船主三河屋利兵衛はこれをも内濟にしようとなつたが、甚藏が強いて中村八太夫役所へ訴へ出た。甚藏共一同は呼出は調之上、川口宿市兵衛は呼出に相成、右市兵衛は役所には答へず鈴木源藏を被差許、右川内船稼致罷在に付に左の如く記してある。

様申立ゆ故、左ゆゑも甚藏が市兵衛に相掛ゆ義趣違に相成ゆ趣被仰渡、却下されてしまつた。しかし船主たる利兵衛はかく源藏が勝手に他船を差許すことは、「此方株式に相障ゆに付」、先株賣主吉之助へ掛合ひ、町奉行所に訴訟せんとした。

元來船主として船及船株式の所有者は如何なる權限を有するのか。前記の事件に際し役所に提出した利兵衛の書付に左の如く記してある。

「一鎌倉横町北側地嘉兵衛店利兵衛煩に付代幸助奉申上ゆ、私義去ル文政十一子年四月中、佐内町惣七店吉之助が、武州見沼川通船持株式讓請所持仕、彼之地大間木新田甚藏も申者、先規が右船割致來ゆ者に付、同人は右船四拾艘共預け置、夫々船方之者は船割爲致罷在ゆ所、此度甚藏義川口市兵衛に通船差障出入當御役所様は御願申上ゆに付、通船差配鈴木源藏にも御尋之上、私にも御尋御座ゆに付、乍恐奉申上ゆ、私義吉之助を讓受ゆ節、同人申送ゆに付、右川筋通船之義御勘定所御伺濟に、川口見張御役所内ハ此船主之外に船主等も無之御定に御座ゆ得も、見張御役所内他船入込ゆ義も決り無御座趣申聞ゆに付、右場所之義も私前も相弁不申ゆ得共、私所持船を以、一手に御廻米は用物并賣荷物等も運送可仕株式之旨申聞ゆに付、讓受ゆ義に座ゆ、尤鈴木源藏并吉之助方を請取ゆ證文寫共奉差上ゆ、此之上之は慈悲を以、右川筋外船主等無座、吉之助を申送之通相成ゆ様偏奉願上ゆ、以上

文政十三年八月十七日

即ちその船主の持船以外の船は御廻米は用物及び賣荷物一切の運送を禁ぜられてゐたわけである。従つて利兵衛の訴訟は當然のことであつた。ところが「鈴木源藏殿老父小山田殿が幸助に通船差障一件吉之助對談違共、何様

「淺内熟之取扱」を頼んで来たので、この一件も内済となつた。こゝに老父小山田殿とあるのは云ふまでもなく六郎左衛門のことである。四十八歳の者を老父と云ふのは今日では可笑しいが、四十を初老とする當時におゐては當然のことであつた。記録には(一)鈴木源藏から利兵衛へ、(二)利兵衛から甚藏へ、(三)甚藏から利兵衛への書附が載つてゐるが、何れも大同小異であるから、源藏から利兵衛に渡した書付を以つて代表させる。

「相渡置の書付之事」

一此度其許所持見沼通船割人、大間木新田甚藏が川口宿市兵衛に通船差障出入、中村八太夫様御役所江願出の旨ニ有、同御役所が此方江は尋有之の付、右通船川筋川口見張所内江他船通用之義、利兵衛持船ニ限リ、義ニ無之段申上、左の如く其許所持船株式ニ淺不相立趣ニ有、先船株主吉之助方江被及掛合の趣承知致、一舟見張所内江是迄乗込の他船を肥船灰船漁舟ニ限リ相通、其外并筋荷積ニ不拘船を差許、上下通船爲致來申、尤見沼通船發端之義を并筋船筏運上取立、當時其許所持船、元此方所持之節は廻米其外諸荷物運送致、右川通定請ニ被仰渡の株式ニ、且市兵衛金七兩人も此方所持之節を番人爲致置の付、中惡水路之内貳艘通船爲致得共、其許江船株式相渡の上も、右兩人も勿論古來之通前文他船之外も差留可申、尤上瓦葺村、船貳艘ニ限リ、冬川斗り古來を差許有之の所、吉之助を讓渡の由ニ得共、此貳艘通用之義も可被相心得、然ル上も此上差許置の瓦葺船之外も他之荷積船一切通行差溜可申、其許所持一手を以、御用荷物賣荷物共無滞運送可被致、萬一御用は差支ニ有他船雇入の節も、其許手先船割人より川口見張所江申出、開濟之上ニ相通さるるべく、前書之趣取極の上も自今双方共違變無之、且船方一同心得違無之様、其許も可被申聞、右瓦葺船貳艘之外も其許所持船、川通定引請ニ有一手ニ造立通船可被致、右場所先通船之義ニ付、此方

が申付の義急度相守、聊違背無之様手先船割人甚藏を勿論船方一同江申聞、失禮等無之は運上時と見張所江相納の様可被申付、萬一右船株外ニ江讓渡の共此方江届ケ之上取極可被申、前文之通相違無之條仍如件

見沼通船差配

鈴木源藏印

文政十三寅年九月

見沼通船株主

三河屋利兵衛殿

この解決で通船独占権は多少の例外はあるが兎に角認められたわけである。しかしこれでは市兵衛等の立場がない。そこで彼等は利兵衛に願出て、御成橋まで乗入の許可を求めた。即ち新解決の結果は「私手船誠ニ不都合ニ罷成難澁仕の付、何卒貴殿定引請之場所内同村は成橋際迄、私手船壹艘は差入被下度様」依頼したのである。利兵衛はこれを許した。そして同日、九月十一日に利兵衛の代理幸助が川口見張所にて、鈴木源藏立合の下で、甚藏、市兵衛、金七へ取締筋の事どもを申渡し、一件は落着した。

この事件におゐて誰でも異様に思ふことは、第一に何故源藏が二度まで他船の通行を黙許したのか。第二に利兵衛が最初に何れも内済にせんとしたのは何故か。第三に源藏と義兄弟であるべき甚藏が何故に二度共訴訟を起したかと云ふことである。そこには何か深い事情があつたことであらうが、今は知る由もない。

唯こゝに看過し得ないのはこの事件に對する「風聞記」の記者の態度である。「風聞記」の記者は權藏の件と市兵衛の件とを混同してはゐるが、次ぎの如く記してゐる。

「權藏と申者、定船日限右川筋ニ而船稼致し、内實取調候處、差配方え別段運上差出し船渡世致候趣。右舩猥に他

船乗込候而も、見沼請通船の趣意相振候に付、(この一條には讀違ひあるべし筆者記)其段差配え取詰懸合候處、川は往來に而孰れの船通行致候共難ニ差留旨申張、何様手をわけ申談候而も聞入不申候に付、難ニ捨置其節の通船御掛中村八太夫様え右始末御訴訟申上、双方御吟味奉請候處、源藏申上候は難ニ差留と申聞候は、漁船屋根家形船之類の旨申上候に付、無譯一件落着仕候。宿難立筋は辨居ながら、右躰掛合中之強情、是以實父將曹(六郎左衛門のこと)之差圖利口之取斗ニ而、船方懸り合之者共一同難儀致候由、其節より鈴木源藏病氣の由申上、跡は高田宗之助を以御用相勤、同人代に至而は壹ヶ年ニ而も穩に行届候手柄決而無御座候由に御座候。この書は元來聞書であるから、その點におゐて必ずしも信用し難い。例へば漁船屋根屋形船之類と云へるが如きは、前述の瓦葺村船の誤傳ではないかと思はれる。しかし歌人小山田與清がこの件に關係してゐたことは、前述の老父小山田とあることに依つても明白である。彼が事件の背後にあつて活動してゐたか如何か未だ明白ではない。唯源藏がこの事件を契機として止め、六郎左衛門の養子宗之助に譲り、己は小山田姓に復し、玄藏と稱したことに何等かの事情が存してゐたのかも知れない。

翌天保二卯年になると、この差配役、船割人、船株主の對立は漸次に悪化して來た。「風聞記」の記者の云ふが如く、通船方無事に行届いた年は一ヶ年もなかつたかも知れない。しかしこれを一に小山田與清にその責を歸するわけにはゆかない。

この年の八月差配役高田宗之助は次ぎの如き願書を中村八太夫役所に提出した。
「以書付奉願上」

先達願之通被仰付私手先見廻り之者九人之内上平野村定右衛門、上王戸村佐七、北袋村辰次郎、新染谷村五右

衛門四人、此度以書付申出、四ヶ年以前船主吉之助時代迄は船申遣次第早速相廻シ、庭請仕の荷口不殘積取、は運上ハ勿論私共庭錢取上も相應ニ有之、荷主淺手操宜敷方ニ年々稼厚ニハ處、船主利兵衛ニ相成、後、船操行届兼、殊ニ在方船割人而已ニ相任、自身不相構、手人淺不差出、付、右船割人勝手儘ニ振舞、自分懇意之方、又ハ不明分ニ相成、荷口而已積入、船頭共氣請不宜趣ニ、船操不都合ニ相成、庭請仕の荷口淺無據爲附歸、或ハ延著ニ荷物荒シ、旁以荷主迷惑仕、多分外川江津出シ致、當時船稼以前之半減ニ相成、上、例年船修復六月始取掛リハ處、當年今以修復之様子淺無之、破損船多分相見ハ儀ニ、三ヶ年此方船廻リ之上、又ハ修復ハ行届、船數ハ足ニ淺相成、彌以差支之儀必至モ存、右四人之者利兵衛方ニ相掛合ハ處、當冬之處モ雇船致ハ少淺無差支、船相廻シ荷物積取ハ様申之、乍然三ヶ年來時々船可相廻申談ハ淺等閑仕、既去冬一ツ橋様御廻米ハ差支仕、村役人ハ答ニ淺相成ハ程之儀ニハ得共、一向氣之毒ニ淺不存、等閑ニ相心得罷在ハ間、此度利兵衛雇船仕、船無滞可相廻挨拶仕ハ得共、相對ニハ又ハ違變等淺難斗、御廻米運送運上取揚之時節ニ相成、差支出來ハ致方無之ニ付、右船無差支可相廻段、利兵衛御役所ニ奉申上置ハ様爲仕度、私ハ申談可吳申出、付、利兵衛呼寄、右相談シハ處、四人之者申條之通、雇船仕ハ御廻米ハ用荷物ハ給所米賣荷共無滞様取可申由申之、然ル處一圓船割人ニ相任置儀故、右様輕卒之挨拶仕ハ、私始安心不仕ハ間、左ハハ御役所ニ申立、御役所ニ罷出、右之段可奉申立申聞ハ處承知之趣申之、何卒御役所ニ利兵衛被召出、見廻リ之者并積宿共達シ次第船相廻シ荷物不殘積取ハ様被仰渡被下度奉願上、左様無之ハ諸荷物運送滞ニ相成、第一御運上調達差支ニ可相成、三ヶ年以來之様子ニハ行ハ通船衰微之基ニハ難ケ敷奉存ハ間、何分ニ御慈悲之ハ沙汰奉願上、以上」

これに對し利兵衛は八月六日中村八太夫役所に請書を出してゐる。それにも拘らず船廻しがうまいかない。十一月河岸に滞貨が多く困却して、再び定右衛門、辰五郎及び高田宗之助が訴出てゐる。「一、船河岸ニ積場の者ノ登駄ニ付凡錢貳拾文宛淺船入用差出ハ、川口ニ船替ニ替、荷物不殘様可仕、船主利兵衛申之ハ付、東淺角淺積取吳ハ様荷主ニ淺相談所、夫ニ淺右利兵衛手先在方船割人依怙最眞之船割仕ハ故差支出來仕、荷主船宿一同難澁してゐると訴出た。

これ等に依つて見れば必ずしも差配側の悪意からのみ船株主を排斥せんとしたのでないことは明かである。船主利兵衛の方にも後に述ぶるが如く假令經濟的理由はあつたとしても落度はあつたのである。

さらに天保二卯年に「爲取替申一札之事」二通と訴狀並びに答狀がある。この事件は見沼通船が相當繁榮を來たしてゐたことを證するものである。埼玉郡平野川岸は積荷が多いので、新船を造り、平野川岸限り定雇船にする。しかし條件として、(一)其年平野河岸出荷物見込船數取極メ、毎年九月十五日限舟床前金仕切差入れること、(二)船割人甚藏へ世話料として運賃高の壹分五厘を差入れること、(三)船頭は八町河岸の船頭中より甚藏が相談の上取極めること、(四)平野定船の以前から存する分はそのまゝ使用すること、(五)川口見張所へは運上として運賃高の内貳分五厘を納めること。かゝる約定を以つて見沼通船株主の利兵衛と菅浦町の利右衛門との間に十二月に證文を取替した。それにも拘らず利右衛門は今拾艘新造するが、後になつて他船通航を許さぬとあつては困るから、利兵衛所持の船舶四十艘と同様に通航を許してもらひたいと、中村八太夫の役所に訴出たのである。それに對する利兵衛側の返答は次ぎの如くである。

乍恐書付ヲ以答申上ハ

一、鎌倉横町北側地安五郎店利兵衛申上ハ、此度武州埼玉郡菅浦町利右衛門申者私ニ對談之上新規船拾艘造立致ハ段、右船造立之義私義故障不申出、私所持舟四拾艘、右利右衛門舟拾艘、合五拾艘ニ右川筋一同打込積可致之旨、右利右衛門并平野村定右衛門ノ當御役所様ニ願出ハ付、私被召呼、右始末御尋ニ座ハ、菅浦町利右衛門、平野村定右衛門同道ニ當月上旬私方ニ相談仕ハ義モ、利右衛門義是迄平野川岸ニ荷物差送ハ所、近來同川岸荷物出込ハ付、積下ケ爲弁利、船造立致度旨掛合仕ハ、則對談之上別紙爲取替證文之通、利右衛門船船數ヲ定ハ義ニモ無之、年々平野川岸ニ限り私方に定雇船ニ可致由掛合仕ハ、尤年々同川岸ニ出荷物ヲ見込、船數取極メ、私方ニ船床錢差入、其外私手先甚藏世話料共運賃之内壹分五厘差出、船頭之義モ同所八丁川岸私所持舟舟頭之内ニ利右衛門ノ甚藏ヲ以掛合、懇談之上新舟造立可致積、對談行届通船差配高田宗之助へも相届、同人存寄も無ハ座ハ付、利右衛門も爲取替證文仕ハ儀ニ有、且去ル文政(化)十三寅年九月中通船ハ差配ハ書付ヲ以申渡淺有之、私所持船四拾艘ニ限リハ義ニモ無ハ座ハ、年々諸川岸へ荷物出込ハ節モ、私ハ川口見張所ニ相届、他舟雇入運送仕來ハ義ニハ座ハ、何卒此度利右衛門船造立之義爲取替證文之通、八町川岸船頭ニ同人ハ熟談之上造立仕ハ上モ、對談之通年々平野川岸ニ定雇舟ニ仕ハ義相違無御座ハ、都爲爲取替證文之通、利右衛門、定右衛門相心得、萬端私并船割人甚藏差圖ヲ受ハ様被仰付被下置度、然ル上モ於私願筋無ハ座ハ間、利右衛門、定右衛門願之通新規舟造立之儀被仰付ハ様奉願上ハ、以上、

天保二卯年十二月十二日

この結果が如何なつたか記録にはないが、恐らく利兵衛の申出の通りになつたのであらう。こゝに注意すべきは船數の限定はなく、當事者の判定に依つて増加し得たこと、又この場合の如く一定の條件を滿せば第三者も参加し

得たことである。その条件も決して過酷とは云へない。船割人が總運賃収入の壹分五厘（これは壹割五歩に當る、以下同じ）、差配が貳分五厘取るのは利兵衛持船の場合でも同様である。唯船株を所有してゐないのであるから、壹分の船床金を船株所有者に收めることが負擔となるのであつた。さらに船頭も亦一種の株になつてゐたわけで、濫りに他船頭を雇入れ得なかつたことが解る。

天保三年には著しい出来事は記録されてゐないが、株主利兵衛が船頭取締のために家作をなし、手代を送つたことは注意に値する。その家作のために差配に入れた謄文は次ぎの如くである。

「 差入申一札之事

一私義船方爲取締之時、川通り罷越ひ得共、船頭勝手儘之義等仕付ニ付、今般在住之上、取締仕度、右ニ付大間木新田御永拜借地是迄同村百姓甚藏御借受申居ハ反歩之内、百坪は差圖之上、同人ハ相對之上家作仕付ニ付、地代其外之義も甚藏ハ相對仕、是迄通り甚藏ハ爲相納可申、右住所ニ付、御公儀様ハ法度之義堅ク相守ハ勿論、万事相慎毛頭ハ苦勞相掛中間敷、右地面ハ入用之節早速引拂可申段、兼ハ甚藏ハ謄文差入置ハ義も承知仕、右之場所ニハ舟積相改メ川筋見廻リ取締リ仕ハ得共、御運上ハ收納之ハ取締方ニも相成、御廻米積立方行届弁利宜敷ハニ付、右之段相願ハ處、ハ承引被下忝存、依之一札差入置申處如件

天保三辰年七月

利兵衛在住と云つても勿論彼自身が行つたのではなく、手代勘助なる者を遣したことはその送りが記載されてゐるのでも解る。要するに船割人甚藏の監督だけでは、前年度のやうな訴訟も起り、かつやゝもすれば船株主の利益を害することがあつたので、直屬の部下を派遣したわけである。しかしこれが却つて後に示すが如き事件の端緒を

なすに至つたのである。

天保四巳年の分を検すると、前々年に問題となつた船修覆の責任者が船主にあるのではなく、船を借用してゐる船頭にあつたことが解る。その年金四拾兩の借金謄文の下書があるが、それに次ぎの如き記載がある。「右ハ私共貴殿御所持見沼通船、同村舟割人甚藏殿ハ仲間一統借受、舟修覆之義も先年規定之通、舟賃高之内壹分七厘ヲ以、銘々舟打替可仕義ニ付、仲間共之内追々打替修覆等致ハ得共、私共義ハ此節船及大破ニハ所、修覆出来兼ハニ付無據金子借受申度旨云々」とある。船賃總額の一割七歩が船頭に與へられ、それに依つて修繕してゐたのである。この先年規定が何時のことか解らぬが、かなり以前のことらしいから、前々年の利兵衛攻撃は全く不取締と云ふ點だけであつたことになる。

さらにこの年の九月に見沼通船差配高田宗之助は勘定奉行の直支配となつた。このことはその權威を大ならしむるものであり、その背後に江戸役人と關係深い養父小山田與清の力が與つてゐたと想像せしむるものがある。そして十一月に早くも船株主利兵衛との間に紛争を惹起してゐる。即ち「今般高田宗之助ハ通船ハ用爲取締手代差出ハニ付、勘助（利兵衛の手代）住居罷在ハ場所入用ニ付、早々明渡シハ様」借地人甚藏に命じたのである。前掲家作の際の謄文にあるやうに、何時でも入用の時に明渡すと云つてゐるから、當然返却しなければならぬ。甚藏は利兵衛に申入れたが容易に明渡さない。終に伊奈半左衛門役所に訴へた。利兵衛は「當時通船最中之節、明渡ハ義も難澁仕ハ間、來ル午年三月十五日迄」日延して欲しいと答へた。その間に幾多の訴訟取調があつたが、結局御勘定所の裁斷を以つて利兵衛の申分通りになつた。それがこの年、天保四巳年の十二月朔日であつた。しかしその云ふ通りになつたとは云へ、利兵衛は平かではなかつた。

翌天保五年二月には船頭三十六名が連印して渡し金不足について甚蔵を批難し、利兵衛に訴出た。この件については暫く省略に従ふが、かゝる不斷の紛争は利兵衛をして、高田宗之助、先船株主吉之助親子及び甚蔵等を相手どり町奉行所に訴訟せしめた。

乍恐以書付は訴訟奉申上り

一鎌倉横町北側代地安五郎店利兵衛煩ニ付代勘助奉申上り、私義去ル文政十一子年四月中、佐内町惣七店吉之助ノ武州足立郡見沼通船四拾艘并船持株共代金七百兩ニテ讓受所持仕、彼之地大間木新田甚蔵申者ハ舟一ト手ニ相預ケ舟割爲致、右甚蔵義ハ差配宗之助身寄之者ニシテ、其上川通見廻役致シ旁ニ難遁者ニハ間、同人差圖ニテ舟割申付、村ニ船頭共ヘ爲引請、右川通見廻米并賣荷物共、他所之船不相用、私所持船一手ヲ以、先規ニ定受運送仕、ハ運上之義ニ御勘定所ハ支配通船差配高田宗之助持、同州同郡川口宿地面内ニ差配方ニ改所補理、船頭共荷物運送之節舟賃高之内貳分五厘宛相納渡世仕來リハ處、先差配鈴木源藏時代取極ハ議定相振シ、右川通見廻他之荷積船等ヲ差入ハ義度ニ有之、并前書舟割甚蔵義ニ取締ニ付、年々大勢之船頭共混雜致シ手違シ、私義其時ニ難澁迷惑仕ハ故、去ル辰年中差配宗之助ニ示談之上彼之地大間木新田、同人拜借地建家之内借受、私召使勘助申者、通船取締トシテ差出、甚蔵俱ニ舟割爲致置ハ處、同年十二月中川口改所之者議定相背、他船差入ハニ付、其段勘助ハ改所ニ出張罷在ハ者ヘ察當仕ハ處、宗之助差圖之趣申聞ハニ付、既ニ其筋ハ可申立テ存ハ處、差配手先之者全心得違之趣相説ハニ付、向後右様之儀不致様相届ハ處、其後宗之助義如何相心得ハ哉、最初示談之上差出置ハ勘助罷在居ハ小家、去十一月中俄入用之旨ニテ明渡ハ様、甚蔵ヲ以其筋之御役所向ハ相願ハ段、全宗之助甚蔵兩人馴合、右躰難澁申掛、自然ニ私所持船株式ヲ差障リ可申心庭ニ奉存ハ得共、通船水掛

リ中引拂ハルモ御廻米其外荷物通船ハ差支ニ相成、ハ運上ニ淺拘リハ義ニ付、其段中村八太夫様ハ役所ニ申立ハ處、夫々ハ糾之上、私申立ハ段無余儀被思召、御勘定所ハ何被成下ハ處、於ハ同所ニ宗之助ハ御利解之上、當三月十五日迄勘助差置ハ儀日延被仰付、重立ハ通船相濟、先般右場所引拂私方ヘ引取申ハ、宗之助義ハ通船ニ付御府内拜借地ハ自家作其外借地之者等差置、川岸通船繫置場ハ材木置場ニ仕、其外右川通數ヶ所拜借罷在ハ地所之義ハ、通船ニ付荷物置場、船繫置場、會所等建置ハ地所ハ半ハ得共、同人勝手ヲ以夫々ハ貸渡ハ畑作等仕付、多分之地代等取上ケ、私ハ通船爲取締リ之右地所之内借受差置ハ勘助爲引拂ハニ付、向後通船取締リ舟床等取立ハ場所淺無之、左ハ爾モ船持申斗ニシテ、大金差出買受ハ利潤淺無之、難澁仕、且舟割爲取扱置ハ甚蔵義ハ當正月中同川筋ハ普請ハ材木、深川木場榎橋棟梁岡田次助ハ引受、船頭共ハ爲積入、舟賃之義ハ甚蔵義不殘受取、船頭共ハ不相渡、何方ヘ罷越ハ哉行得相知不申、船頭一同難澁當惑仕、早速宗之助方ヘ右甚蔵始末相届ハ得共、糺方淺不仕、川口於役所ニハ材木積ハ船ハ法ニ差留置ハ段、船頭共ハ追々私方ヘ届來リハニ付、ハ材木運送ハ差支ニ相成ハルモ奉恐入ハ間、無據差配申付之通壹艘ニ付銀拾八匁ツ、船頭共ハ貸渡ハ、ハ材木ハ場所ハ相納ハ得共、日數五日延着ニテ御普請ハ仕立方ハ手後ニ相成ハ旨ニシテ、ハ場掛リ掛リハ普請役様方ハハ察當請、其上右様多分之運上弁納仕、一同難澁仕ハ仕合ニテ難儀不少、宗之助義ハ船後ハ運上年増余分ニ取立、無慈悲之取斗ハ多、ハ府内并在方拜借地ハ多分之地代等取上ケ、私欲差挾、數年來ハ運上相納舟乘渡世仕來リハ彼之地大勢之船頭共ハ運送之時ニ種々新法之義申掛、ハ運上取増、其上通船差配被仰付ハ得共、通船ニ付何様之混雜出來ハ共少淺差構不申、同人義去九月中御勘定所ハ直支配被仰付ハ右川筋通船之義不寄何更、存寄次第取扱申ハ様私申聞、ハ差紙同様之以書付、時々呼出シ、延刻致シハ節々以權威嚴敷申答、其外船頭

共荷物積方等之儀ニ有テ新法之取斗亦已多難澁至極仕、右川筋は廻米之儀ニ付は用之節を、中村八太夫様は役所は私直と被招呼義を、去ル寅年四月中其筋は伺濟之義ニは座得、万一は差支等出来仕、恐入の間、宗之助は議定相^{不明}の段及掛合得共、同人御勘定所は支配ニ相成、殊の外手重ニ相成、面談不仕、居室之内へは役所を相唱、場所新規ニ相補理、同人家來之由にて小林重三郎を申者ヲ以、は用談文の間不便利ニ有之、手違等出来迷惑仕、右様以權威先議定ニ不抱、勝手亦已仕、亦私所持船右川通ニ差置、向後宗之助差圖ヲ受ニ有テ船相續淺難仕、船頭共迄一同難澁當惑仕、當二月中武州足立郡大間木新田、下山口新田、葛西桑川村、右三ヶ村船頭共一同連印ヲ以、私其筋は願立致吳様申越、万一は願濟ニ不相成、船乘之者無之、船頭共一同舟渡世相止メ、舟相返シ、舟外致方無之旨申之、自然船頭共申聞、通ニ相成、船乘之者無之、私續方差支、彼之地ニおゐて舟割取縮リ等仕、場所淺無之、私義を勿論船頭一同乍恐難儀至極仕、大勢之船頭共何様混雜仕、哉も難斗奉存の間、相手宗之助義を増は運上を勿論、俵數無之は運上取立、并先差配鈴木源藏議定ニ相振シ新法之儀仕、段は糺方、且先船株主吉之助義を、通船ニ付宗之助勝手儘致仕上、株式相立不申の間、品と對談相違仕、義共は糺被成下置、右船之儀を先年吉之助時代、村々惣代仲間一同議定證文致置、義ニ有、船主方ニ有勝手儘ニ船引上、義致間敷、預リ人甚藏方ニ有自由差戻シ、儀是亦不致、船頭一同勝手不申出家業可致、永久右之振合相用、船主船株外ニは相讓、共、右議定通新規之義致間敷旨、手堅キ議定證文致置、得共、右議定不相用勝手儘ニ船引上ケ、義難心得奉存、差配宗之助義勝手儘之取斗亦已仕、付、向後同人差圖ヲ受、有テ御廻米其外共運送難仕の間、は運上之義を前ニは定之通荷物積高相當相納、船進退之義を宗之助は不抱、中村八太夫様は役所之御差圖ヲ受相勤度、彼之地通船會所地之内、私召仕之者差置、小家地拜借被仰、

右場所は船割場等補理、御廻米積立之節を、私義淺儀、罷出は差支ニ不相成様運送仕、船相續仕度奉存の間、右之段中村八太夫様は役所は申上、は支配違之者共相手取、儀ニ付は取上ケ相成筋ニ無之の間、其筋は可願出旨被仰聞、願書は下ケニ相成の間、無是非今般は訴訟奉申上、何卒以御慈悲相手之もの共被召出、右舩不法之取斗仕、前ニ議定不相用候、其外前書奉申上、儀は吟味之上願之通被仰付被成下置、様偏ニ奉願上、以上、

天保五年三月廿八日

これを前掲の高田宗之助の訴状と比較する時、その何れが是にして何れが非なるかを容易に断定し得ないであらう。要するにこの問題の根本には利潤問題が存してゐる。かの「風聞記」の記者はこの事件について次ぎの如く記してゐる。

「同人(吉之助)より鎌倉横町北側代地三河屋利兵衛と申者え代金七百兩ニ而讓渡し、右船株徳分之儀は通船取上高六百兩之壹分、通年六拾兩宛は收納有之、右之内廿八九兩船年貢相納、全徳分三拾貳三兩、^{年柄カ}手柄に寄候而は四拾兩餘も利徳有之趣、元對談し候所對談之外之諸雜用相掛、中ニ右様には行届不申候に付、利兵衛被相僞候廉心外に存、畢竟拜借地之儀元通船方え被下置候上は差配役致候宗之助所地致候其筋違之様心付、且又甚藏船割致し壹分五厘通請取居候得共、兼ニ船主より船貸渡候姿に候得は、甚藏え悪名を附船引戻、同人徳分之壹分五厘其外は、利兵衛取徳に可致巧を以首尾克行届候上は、船頭共取分相増遣し可申旨を以同人とも相かたらひ荷擔爲致、天保五年中町御奉行筒井伊賀守様え利兵衛より奉出訴、」

上述の如く原被兩造共にそれぞれ巧むところがあつたから、この訴訟も容易に落着し得なかつた。しかし結局元

船主吉之助が七百兩で利兵衛から船及び船株式を買戻すことになった。ところが吉之助だけでは金子調達が出来兼ねたので、柴山村宗四郎、川口宿市兵衛、北袋村辰次郎、北原村儀兵衛の四人が三百九拾壹兩出金して同年十一月に落着した。この地方の有力者の助力に依つて金子を調達し得たことは注意すべきことである。このことがさらに翌天保六年の事件を惹起せしむる原因となつたのである。「風聞記」には「例之將曹(小山田與清)悪意を進め」と記してゐるが、これまでのところでは表面上記録には現れてゐない。しかし彼がこの通船事業に大いに關與してゐたことは明瞭である。天保九年に關粹大破につき通船差配を相手取つて船主が普請を要求した訴訟文の内に、「同人義(差配高田小太郎、後述)も幼年ニ御座ゆ處、同人續合有之者ニる小山田庄藏(與清)も申者、高田小太郎手代ヲ差除、万端取斗方致罷在、關粹普請出來不申様相工」と記してゐるのを見ても解る。さらに又天保十二年の事件におゐても、「一休小太郎義ハ未幼少ニ罷在ゆ故、同人方同居知恩院宮様は家來、小山田將曹も申者、種々私欲之取斗而巳仕ゆニ付、云々」と述べてゐる。この宗之助に次いで差配役となつた小太郎と云ふのは矢張り小山田與清の子であると云ふ。與清には三男一女あつて、長は源藏、次は幸次郎なること上記の如くであるが、季與賢は荒川氏に養はるとある。それが小太郎であるか如何か未だ委しくは考へない。

天保六年以後の諸事件について詳述することはかなり興味あることではあるが、徒らに冗長となり、讀者をして倦怠せしむることを懼れて省略に附する。上述せるところでも國學者小山田與清と見沼通船事業との關係は略々これを知ることが出来る。かく彼が積極的にこの事業に參與してゐたことが種々なる惡評を蒙る原因となつたのであらう。「風聞記」にはこれ等の關係者を左の如く批評してゐる。

「船主吉之助は至而身輕之者ニ而當時烟管屋渡世、別段器量才發と申にも無之候得共、兎角出入等相好、近年御

奉行所引合不相絶、後難之程難斗候迎、佐内町住居之處同所店立被致候由、此節は何方に住居致候哉、高田宗之助儀は至而強情我意強き生質には候得共、才を以事を巧候と可申程之事にも有之間敷候得共、同人養父高田六郎左衛門事小山田將曹、當時知恩院様御家來分に罷成、水戸様學文所見廻りも相勤候哉、萬人に勝候才を以、萬端差引致し、事を犯させ候に付、此末々も船方無事に相治り可申とは存不寄。是迄種々新法難題申掛船方之者共難儀爲及候儀とも數ヶ條ニ而、中々難ニ申上候。當時御勘定御直支配ニ而不輕身分、右躰勝手儘而已取巧候上は、家名ニも障間敷物にも無之、不三容易事之様相見え候得共、一躰右宗之助は養子之事故、同人を以種々之企致させ、萬一身分に差障有之節は、實子元差配人鈴木源藏事、當時小山田玄藏と申谷中邊に罷在候由に付、此者を以跡通船御用爲ニ相勤被申所存と相見え、表名前は宗之助吉之助ニ而、將曹壹人之取斗ひ、船頭船割人、其外川岸に世話人共一同之難澁、引續最寄數百ヶ村荷請村ニ一統之迷惑、如何にも可申様無之趣に御座候。」船主吉之助は天保七年中に佐内町惣七店を引拂つて、靈岸島濱町茂助店に引移つてゐる。それが訴訟好きのためにか如何かは解らない。

小山田與清が活動的な人物であることは、彼の學問的業績を知る者の誰も認むるところであり、やゝ性急にして倏ち怒り、忽ち鎮まると云ふ傾向があつたことも一般に認められてゐる。かゝる性質が通船事務の如き俗事におゐて多くの敵を作ることも考へ得ないことではない。上述の訴訟事件におゐてもその非は必ずしも小山田側のみであつたのではない。しかし小山田與清傳を作れる紀淑雄氏が、「其の畫像を見るに、靜平輕快、温雅着實にして、人を害し他を犯さん風なし。素より愛着の根を絶ち、六塵の樂欲を厭離せし人とは見えざるも、没我排怨やゝ分に安んぜし風髣髴するを覺ゆ」と云へるもの(「徳川三百年史」中卷一一六五頁)と、上掲の批難とはあまりに對蹠的であ

る。記録の示す彼の登場する最後の事件は天保十二年であつて、即ち五十九歳の時である。彼は老齢に及ぶまで活動的であり、通船事務におゐても背後にあつて中心となつて働いてゐたのであらう。そして恐らく晩年の子と思はれる幼い高田小太郎を助けて俗事に執筆してゐたことが、かゝる批難を受ける原因となつたのであらう。

(附記、最初の豫定に依れば、さらに見沼通船の規約、船賃、配當、その他經濟的諸事項を紹介するつもりであつたが、あまりに長きに失ふことを懼れて、それ等についてはさらに稿を改めて述ぶることをする。)

昭和十二年三月十八日稿

Alfred Kruse; Technischer Fortschritt und Arbeitslosigkeit, 1936.

藤 林 敬 三

昨年公にせられたアルフレット・クルーゼの小著「技術の進歩と失業」は、レーデラー、メエラー、ケエーラー(註一)に次いで、ドイツの學界に於ける最近の、補償説か労働者解放説かの問題に關して専ら理論的な研究を行つたものである。これ等諸家の理論的構想には各々特徴があり、また彼等の理論的研究はそれに特有の性格に依つて或は適當に評價され得るであらう。私は此處ではクルーゼの著作を寧ろ吟味することに依つて些か紹介の筆を進め度いと思ふ。

註一 E. Lederer; Technischer Fortschritt und Arbeitslosigkeit, 1931.

H. Mosler; Rationalisierung und Arbeitslosigkeit, in: Weltwirtschaftl. Archiv 1932, II.

A. Kähler; Die Theorie der Arbeiterfreisetzung durch die Maschine, 1933.

最初にクルーゼの理論的研究の概要を傳へて置かう。彼は技術上の進歩に依つて當該生産に於いて必要とせられる資本總額——此處には賃銀の支拂ひに當てられる經營資本をも含む——が、従前に比較して不變なる場合、増加せる場合、減少せる場合の三つを區別し、その孰れであるかが、補償の作用に取つて重要なりと考へる。しかしそ

Alfred Kruse; Technischer Fortschritt und Arbeitslosigkeit, 1936.

104 (604)